

令和7年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会 会議録

1 開催日時 令和7年12月22日(月) 午前10時00分～午前10時55分

2 開催場所 市庁舎2階会議室2-3

3 出席者 (1) いじめ問題対策委員

委員長	高橋 馨
委員	阿部 学
委員	田久保 直子
委員	堺 淑子

(2) 教育委員会

学校教育部長 三角 寿人 学校教育部次長 渡辺 雅和

(3) 事務局

早川教育総務課長 原人事係長 小杉主事

(4) 説明員

春名指導課長 櫻井主任指導主事 辻本指導主事

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 いじめ重大事態対応に係る教育委員会の体制について【公開】

議題2 いじめ重大事態の発生について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を扱うことから非公開とする。

5 傍聴者数

0名

6 議事

【開会】

(事務局：早川)

10時定刻になりましたので、ただいまより会議を開始させていただきます。

本日は、年の瀬の大変ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。事務局を担当いたします、私、習志野市教育委員会の学校教育部の教育総務課長を務めております、早川誠貴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後程、議題1の中でご説明させていただきますが、今回の会議から事務局は、私ども一般行政職である、教育総務課が事務局を担うことといたしました。後程、ご説明の中でご確認いた

できればと思います。

それではこれから議事に移りたいと思います。議事につきましては、当委員会設置条例の設置条例第12条第3項の規定により、高橋委員長が進行することとなっております。以降の進行は高橋委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(高橋委員長)

それではお手元に配付してあります会議次第をご覧ください。本日は、会議次第に従って、事務局から説明をいただき、その後委員の先生方からご意見をいただく形で会議を進めたいと思います。

これより、令和7年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を開会いたします。本会議は規定によりまして、委員過半数以上の出席が成立条件となっておりますが、ただいまの出席委員は4名であります。よって、本会議は成立いたしました。

### 【日程1】

日程第1、会議の公開についてです。

本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により原則公開となっております。しかしながら、本日の議題におきまして、日程第4に「いじめ重大事態の発生について」につきましては、習志野市情報公開条例第8条第1号及び同条第4号の規定に該当する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある事項であることから、非公開とすべき事項と思われるので、ただいまから協議いたします。

いかがでしょうか。それでは、議題2の「いじめ重大事態の発生について」につきましては、非公開とすることにご異議なしということによろしいですね。

(委員)

異議なし

(高橋委員長)

それではご異議なしと認め、議題2につきましては非公開とすることに決定いたしました。傍聴者につきましては、定員に達するまでの間、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時、傍聴希望者の入室がありますので、ご承知おきください。

なお、非公開議題がありますので、私の指示に従いその際は退出していただきます。入室につきましては非公開である議題が終わり次第、再度私より案内させていただきます。

### 【日程2】

次に、日程第2、会議録の作成等についてですが、この作成等についてお諮りします。会議録につきましては全文筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名、所管課名等を記載した上で、非公開の審議事項除く記録や資料について、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにて公開したいと考えますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(高橋委員長)

ご異議ないようですので、そのように取り扱うことに決定いたします。

### 【日程3】

次に、日程第3、会議録署名委員の指名についてです。

会議録の作成にあたりまして、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を私から指名させていただきたいと存じますがご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(高橋委員長)

それでは前回からの名簿順に従って、阿部委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【日程4】

続いて、日程第4、議題として、(1) いじめ重大事態対応に係る教育委員会の体制について説明員から説明をお願いいたします。

(櫻井主任指導主事)

指導課主任指導主事の櫻井です。よろしくお願いいたします。

議題1、いじめ重大事態対応にかかる取り組み体制について、ご説明いたします。議題1となっております、いじめ重大事態対策チームの設置についてというプリントをご覧ください。概要ですけれども、教育委員会では、いじめ重大事態(疑いも含む)が発生した際に、教育委員会内の関係課が連携し、学校とも協力しながら、迅速かつ組織的に対応して、被害児童生徒及び保護者の安全安心を確保するために、また、それとともに公正な調査、再発防止策を確実に行っていくため、組織体制を考えました。

2番のいじめ重大事態対策チームと書いてある方の対応になりますけれども、まず学校でいじめ重大事態が発生した際、教育委員会の方に報告があります。そこで、第三者によるいじめ問題対策委員会の調査となった場合に、学校教育部の次長をリーダーとして、調査対応チーム、あと重大事態調査の事務局という2つのチームをつくりました。

調査対応チームについては、指導課が主体となって学校のいじめ重大事態の対応について、指導助言等を行って参ります。また、いじめ問題対策委員会での状況の説明等を行って参ります。いじめ重大事態に対応する中で、学校や教職員について対応が必要になった場合には学務課、インターネット等の安全、また、児童生徒の心身の健康に関わる問題が発生した場合には保健体育安全課、教育相談の窓口となっている総合教育センターには、心理士もおりますので、児童生徒保護のための心理士の派遣等で、総合教育センターとも連携していくというような調査対応チームです。

重大事態調査事務局については教育総務課の方が行って参ります。いじめ問題対策委員会の

開催における日程調整企画運営進行、会議録の作成等は、教育総務課が行っていくこととなります。今回のいじめ問題対策委員会につきましても、教育総務課の方が窓口となってやっていただいて我々としては説明員という立場で参加しております。

こちら、右下のところに令和8年1月というふうになっておりますが、これについてはいじめ防止対策基本方針、習志野市の方針を1月の教育委員会会議でお諮りするにあたり、添付資料としてこちらの方を入れておる中で、この日付になっておりますので実際はもうすでにこれが動き始めているというようなご理解でいただければと思います。

説明については以上となります。

(高橋委員長)

ありがとうございました。それではご質問ご意見があればお願いいたします。

この重大事態調査事務局というのは、第三者委員会を設置した場合のみ動くというわけではないのでしょうか。

(櫻井主任指導主事)

重大事態調査の調査、審議に係る部分で、いじめ問題対策委員さんが主体となってやる場合にこの事務局機能としては、教育総務課が行っていくと考えております。定例のもの等については、従前と変わらず、運営をしていきたいなというふうに考えております。

重大事態が発生して、第三者の調査になる場合のシステムがこちらになるということをご理解いただければと思います。

(高橋委員長)

第三者委員会ができた場合に、教育総務課が事務局になるという理解でよろしいでしょうか。

(櫻井主任指導主事)

はい。不登校重大事態等で学校主体の調査になる場合には、従来と変わらないという形で、運営をしていくことになると思います。

(高橋委員長)

他にご質問いかがでしょうか。

(阿部委員)

こういうものを設置するという事で、どの辺りが新しいことだったり、特徴だったりするのかということを改めて説明いただければと思います。

(櫻井主任指導主事)

これまでの重大事態調査で、いじめ問題対策委員さんに関わっていただくところでの事務局機能というのは指導課がずっと担ってきているところですが、このたび公表されたいじめ問題再調査委員会のご指摘の中で、やはり学校のいじめ事案に対して、指導助言等で深く関わっている指導課が事務局機能を担うことが、調査に対しての中立性公正性に対して疑義が生まれるのではないかとのご指摘がありました。

そういった中で我々としては、もちろん、指導課としていじめ問題には関わっていくところですが、この第三者委員会での調査を行う際の事務局機能については、別の課に担っていただいて、我々はあくまで、その重大事態に対しての調査で我々も聞き取りを受ける立場と

している方が、中立性公正性という部分で担保されるのではないかということで、今までの事務局を指導課がやっていたところが、教育総務課に変わったという部分が一番大きなところかなと思います。

また、いじめ問題なので、指導課が中心にはやってきたところですが、学校教育部全体というところで、それぞれの学務課、保健体育安全課、総合教育センターの機能を十分に生かして、いじめ問題に対応していこうというところで、指導課が調査対応チームの方で、トップになりつつも、他課と連携していく体制をしっかりと示したという点も新しい部分になります。

(阿部委員)

ありがとうございます。たくさんの方が関わって、たくさん目で問題に対応していくところは、非常に良い点だと思います。

一方で、一般論として多くの方が関わると責任の所在とか、誰が中心となるのかっていうところがばらけてしまうことが、一般的にはあり得ると思うので、そうしたところが適切に、運用されていくといいなというふうなことを感じました。

(春名課長)

委員長からも先ほどご指摘があったように、第三者委員会の方向で進む場合については、指導課ではなくて教育総務課が主担当、その他学校主体で調査をしていくっていう場合もあるのですけれども、そういった場合については、指導課の方で主担当としてやっていくというふうに、こちらはもう少しわかりやすく明記したほうがいいのかなとも思ったので、これから教育委員会会議で報告をしていくのですけれども、そこら辺は追記する場合がありますが、その際にはまた委員の皆様にもお伝えしていきたいなというふうには思っております。

(高橋委員長)

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。それでは質疑なしと認めます。

続いて、議題2になります。議題2は非公開となります。

議題2 いじめ重大事態の発生について説明員より説明をお願いします。

※議題2は非公開となるため、会議録の公開はしない。

## 【日程5】

(高橋委員長)

それでは、最後に日程第5、その他として、事務局から連絡等があればお願いいたします。

(事務局：早川)

次回の開催、委員の役割については、委員長とも相談させていただいて、また各委員から、何か個別にご自身の状況とかあれば、事務局にお知らせいただいて、まず事務局側から個別に皆さんにご相談、ご折衝させていただければなというふうを考えております。

## 【閉会】

(高橋委員長)

それでは、本日の日程は以上となります。これをもちまして、令和7年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を閉会いたします。

皆様におかれましては長時間にわたりありがとうございました。